

旧小千谷総合病院跡地整備事業 図書館等複合施設設計業務

公募型プロポーザル実施要領

令和2年12月
(令和2年12月23日修正)

小千谷市

1 目的

本要領は、旧小千谷総合病院跡地整備事業 図書館等複合施設設計業務を委託するに
たり、受託者を選定するための公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるもので
ある。

2 業務概要

(1) 業務名

旧小千谷総合病院跡地整備事業 図書館等複合施設設計業務

(2) 業務内容

旧小千谷総合病院跡地整備事業に係る図書館等複合施設の基本設計及び実施設計

(3) 業務期間

契約締結の日から令和4年4月28日（木）までとする。

ただし、設計図書の提出については、令和4年2月末までに提出すること。

(4) 本業務の事業費

150,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

3 選定方法

(1) 選定方法

次の手順により本業務の受託者を選定する。

① 参加資格審査

参加表明書等により、参加資格及び参加条件を満たす者であるかを審査する（非公開）。
参加資格審査を通過した者には、技術提案書の提出を要請する。

② 第一次審査（書類審査）

参加表明書及び技術提案書等の提出された書類をもとに書類審査（非公開）を行い、優
秀な最大5者を選定し、第二次審査のプレゼンテーション及びダイアログ（対話）へ
の出席を要請する。

③ 第二次審査（市民公開のプレゼンテーション及びダイアログ（対話）（※注1））

技術提案書の内容について、プレゼンテーション及びダイアログ（対話）により審査
（※注2）し、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

※注1「ダイアログ（対話）」とは、ここでは、審査委員と提案者が、提案内容をも
とに本事業の可能性や課題について、相互的に対話することを指す。

※注2「審査」は、非公開とする。

④ 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

本市は、審査委員会における審査の結果を踏まえて、優先交渉権者及び次点交渉権者を
決定する。本市は優先交渉権者と技術提案書及びダイアログ（対話）の内容をもとに
して、本業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議と調整（以下「交渉」という。）
を行い、随意契約を締結するものとする。優先交渉権者との交渉が整わない場合は、次

点交渉権者と交渉するものとする。ただし、この場合であっても同時に2者以上と交渉することはない。

(2) 審査委員会の設置

本市は、応募者から提出された提案の審査を行うため、「旧小千谷総合病院跡地整備事業 図書館等複合施設設計業務 公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、次の委員により、あらかじめ定められた評価基準に基づき、公正な審査を行う。また、審査結果については本市ホームページで公表する。

氏名	役職等
澤田 雅浩	兵庫県立大学大学院減災復興政策研究科准教授
平賀 研也	前県立長野図書館館長
畝森 泰行	株式会社畝森泰行建築設計事務所
大塚 良夫	小千谷市副市長
松井周之輔	小千谷市教育長

(3) 評価基準

別表1「第一次審査（書類審査）評価基準」及び別表2「第二次審査（プレゼンテーション及びダイアログ（対話））評価基準」により評価する。

(4) 募集及び選定スケジュール（予定）

内容	日程
公告日	令和2年12月10日（木）
参加表明書に関する質問書の受付	令和2年12月10日（木）～16日（水）
参加表明書に関する質問書に対する回答の公表	令和2年12月24日（木）
参加表明書の提出期限	令和3年1月20日（水）
参加資格審査の結果通知	令和3年1月27日（水）
技術提案書に関する質問書の受付	令和3年1月27日（水）～29日（金）
技術提案書に関する質問書に対する回答の公表	令和3年2月5日（金）
技術提案書の提出期限	令和3年2月19日（金）
第一次審査（書類審査）	令和3年2月下旬
第一次審査結果の公表・通知	令和3年3月2日（火）
第二次審査（プレゼンテーション及びダイアログ（対話））	令和3年3月13日（土）
第二次審査の結果通知	令和3年3月22日（月）
審査結果の公表・契約締結	令和3年3月下旬

4 参加資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 本市の「令和2・3年度 建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に登録されていること。なお、入札参加資格を有しない者は、入札参加資格審査申請（※注3）を行い、参加表明書の提出期限までに登録を済ませること。

また、設計共同企業体として申請する場合、参加表明書には「設計共同体協定書」（様式第1－2号）を添付するものとする。なお、この場合も設計共同企業体の構成員は「令和2・3年度 建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」に単体企業として登録されていること。

※注3「入札参加資格審査申請」については、本市ホームページ掲載の「令和2・3年度 小千谷市建設コンサルタント等業務入札参加資格申請要領」を参照のこと。

- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合を除く。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合又はその者の一般競争入札参加資格の再認定がなされた場合を除く。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法施行による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条の規定による破産申立ての場合も含む）をなされていない者
- (7) 小千谷市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、第2条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者。
- (8) 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力でない者。
- (9) 最近1年間において法人税、事業税、消費税、地方税を滞納していない者。

5 参加条件

- (1) 単体企業又は設計共同企業体（2者以上）で参加表明書等を提出すること。
- (2) 管理技術者（※注4）及び各分担業務分野（※注5）の主任技術者（※注6）は、それぞれ1名ずつ配置するものとし、これらは兼任することができない。
※注4「管理技術者」とは、「建築設計業務委託契約書（平成10年10月1日建設省厚契発第37号）」第15条の定義による。
※注5「各分担業務分野」の分類は、「意匠」、「構造」、「積算」、「電気設備」、「機械設備」、「情報環境（企画）」とする。
※注6「主任技術者」とは、管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。
- (3) 管理技術者は一級建築士を配置すること。また、主任技術者として構造担当には構造設計一級建築士を配置すること。
- (4) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、参加予定設計事務所に所属しており、本業務の公告日現在において3か月以上の雇用関係にある者であること。
- (5) 平成18年度以降に完成した図書機能（公立図書館、学校図書室、専門図書館、公民館図書室、民間図書室等）を持つ延べ面積500㎡以上の公共的施設、又は延べ面積1,000㎡以上の複合機能施設（※注7）の建築設計業務について、元請負又は設計共同企業体（出資比率は問わない。）として契約を締結し、完了した実績を有していること。設計共同企業体の場合は、構成する企業のいずれかが実績を有すること。
※注7「複合機能施設」とは、劇場、コンサートホール、公会堂、地区コミュニティ施設、公民館、図書館、博物館（博物館相当施設を含む）、美術館、郷土資料館、ギャラリー、カフェ等のうち2つ以上の施設・機能で構成された施設。
- (6) 各分担業務分野（意匠担当主任技術者を除く。）について、業務の一部を再委託することができる。ただし、構造分野の再委託先には構造設計一級建築士が所属していることとする。応募者に当該構造設計一級建築士が所属している場合は、この限りでない。
- (7) 応募者は他の応募者の協力事務所になることはできない。ただし、再委託先の事務所（＝協力事務所）は情報環境（企画）担当主任技術者を除き重複することができる。
- (8) 協力事務所は、「4 参加資格」の(3)～(9)をすべて満たすこととする。

6 応募に関する制限

次の各号に該当する者はプロポーザルに参加することはできない。

- (1) 審査委員が所属する企業及び本事業に係る官民連携支援業務に関与した者と資本面若しくは人事面において関連がある者（※注8）。
※注8「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50以上の株式を有し、又はその出資の総額の100分の50以上の出資をしているものをいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。本事業に係る官民連携支援業務に関与した者は、以下のとおりである。

・アカデミック・リソース・ガイド株式会社

(〒231-0012 神奈川県横浜市中区相生町3-61 泰生ビル さくらWORKS<関内>407)

- (2) 審査委員及びその家族が主宰し、あるいは役員又は顧問をしている営利団体に所属する者。
- (3) 審査委員が大学に所属する場合において、その審査委員の研究室に現に所属する者。

7 失格要件

次の各号にいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加資格審査の結果通知により参加資格があると認められた者が、本業務に係る契約締結までの間に本市から入札参加資格停止の措置を受けた場合その他「4 参加資格」及び「5 参加条件」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 定められた提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (3) 「10(2)③無効となる提出書類」に該当した場合
- (4) 他の応募者のプレゼンテーション及びダイアログ（対話）を参観又は聴講した場合。
- (5) プレゼンテーション及びダイアログ（対話）時に、提案チーム担当者以外の者が出席した場合。
- (6) 審査委員、本市職員及び本事業に係る官民連携支援業務に関与した者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (7) 既に発表されたものと同ーあるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めた場合。
- (8) その他本実施要領に違反するなど審査委員会が不適格と認めた場合。

8 募集手続等

- (1) 本プロポーザルに係る関係書類等の交付

- ① 交付する書類及び資料

ア 公告の写し

イ 実施要領

ウ 資料1 仕様書

エ 資料2 事業指針

オ 資料3 様式集

- ② 交付方法

本市ホームページ上で交付する。

URL : <https://www.city.ojiya.niigata.jp/>

- (2) 説明会

本プロポーザルに係る説明会は実施しない。

- (3) 参加表明書等に関する質問書の受付

参加表明書等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

① 提出期間

令和2年12月10日（木）～16日（水）17時（必着）

② 提出方法

別紙（様式第11号）により質問書を作成し、「14 事務局」（以下、「事務局」という。）に電子メールで提出するものとする。

(4) 参加表明書等に関する質問書に対する回答

令和2年12月24日（木）までに本市ホームページで公表する。

(5) 参加表明書等の提出

応募者は、参加表明及び参加資格審査申請に係る書類等を、次のとおり提出すること。

① 提出期限

令和3年1月20日（水）17時（必着）

② 提出方法

- ・持参又は郵送とする
- ・持参の場合は、閉庁日を除く日の8時30分～17時までを受付時間とする。事前に事務局に電話連絡したうえで持参すること。
- ・郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。
- ・提出書類の電子データを収録したCD又はDVDも併せて提出すること。
- ・事務局による提出書類の受領確認後、参加表明書等受領書を交付する。

③ 提出場所

事務局

④ 提出書類等

ア 参加表明書（様式第1号又は様式第1-1号）

イ 設計共同企業体の場合、設計共同体協定書（様式第1-2号）

ウ 参加表明書受領書（様式第1-3号）

エ 設計事務所の概要（様式第2号）

（添付書類）

- ・一級建築士事務所登録通知書の写し
- ・管理技術者及び各担当主任技術者となる者の免許証などの資格を証明するものの写し
- ・情報環境（企画）担当主任技術者については、専門分野に係る資格等がある場合に限り、免許証などの資格を証明するものの写し
- ・構造設計一級建築士となる者の免許証又は講習修了通知書の写し（設備設計一級建築士を配置する場合も同様）
- ・管理技術者及び意匠担当主任技術者の3か月以上の雇用関係を証明するもの

オ 設計事務所及び協力事務所の体制（技術職員数、資格等）（様式第2-1号）

カ 設計事務所の業務実績書（様式第3号）

（添付書類）（※注9）

「5 参加条件(5)」を満たすことを証明する書類（パンフレット又は契約書の写し等）

- キ 管理技術者の業務実績等（様式第4号）
（添付書類）
※注9の書類
 - ク 管理技術者の業務実績詳細（様式第5号）
 - ケ 各担当主任技術者の業務実績等（様式第6号）
（添付書類）
※注9の書類
 - コ 建築意匠担当技術者の業務実績等（様式第7号）
（添付書類）
※注9の書類
 - サ 建築意匠担当主任技術者の業務実績詳細（様式第8号）
 - シ 分担業務分野の追加（様式第9号）
（添付書類）
※注9の書類
 - ス 協力事務所の概要（様式第10号）
 - セ 国税及び都道府県税並びに市町村税における未納がないことを証明するもの（交付から3か月以内のもの）
 - ・国税
法人の場合、法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の3）
個人の場合、所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（その3の2）
 - ・県税
本店所在地の都道府県における納税証明書（完納証明書）
 - ・市税
小千谷市で課税がある場合（小千谷市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等）、小千谷市（税務課）が発行する納税証明書
小千谷市以外の場合（本店所在地の市町村等が発行する納税証明書（完納証明書）
 - ソ 印鑑証明書（交付から3か月以内のもの）
 - タ 商業登記簿謄本（交付から3か月以内のもの）
 - チ 財務諸表（前年度分）
 - ツ ア～チまでの提出書類の電子データを収録したCD又はDVD
（ファイル形式：Microsoft Word、pdf のいずれか）
- ⑤ 提出部数
- ・紙媒体：6部（正本1部、副本5部）※カラー印刷
 - ・CDまたはDVD：1枚
- ⑥ 留意事項

- ・参加資格要件の確認基準日は、参加表明書を受付した日とする。
- ・要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- ・電送及び電子媒体での提出は受け付けない。

(6) 資格審査結果通知及び第一次審査（技術提案書の提出）要請

① 通知日

令和3年1月27日（水）

② 通知方法

結果の通知に係る書面を郵送にて発送する。

(7) 技術提案書に関する質問の受付

参加資格審査を通過した応募者で、技術提案書に関する質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

① 提出期間

令和3年1月27日（水）～29日（金）17時（必着）

② 提出方法

別紙（様式第12号）により質問書を作成し、事務局に電子メールで提出するものとする。

(8) 技術提案書に関する質問書に対する回答

令和3年2月5日（金）までに本市ホームページで公表する。

(9) 技術提案書の提出

参加資格審査を通過した応募者は、技術提案書に係る書類等を、次のとおり提出すること。

① 提出期限

令和3年2月19日（金）17時（必着）

② 提出方法

- ・持参の場合は、閉庁日を除く日の8時30分～17時までを受付時間とする。事前に事務局に電話連絡したうえで持参すること。
- ・郵送の場合は、配達証明付書留郵便に限る。
- ・提出書類の電子データを収録したCD又はDVDも併せて提出すること。
- ・事務局による提出書類の受領確認後、技術提案提出書受領書を交付する。

③ 提出場所

事務局

④ 提出書類等

- ア 技術提案提出書（様式第13号）
- イ 技術提案提出書受領書（様式第13-1号）
- ウ 技術提案書（本業務の実施方針）（様式第14号）
- エ 技術提案書（特定テーマ①）（様式第15号）
- オ 技術提案書（特定テーマ②）（様式第16号）

- カ 技術提案書（特定テーマ③）（様式第 17 号）
- キ 本業務についての見積書（任意様式、内訳書を含む）
- ク ア～キまでの提出書類の電子データを収録した CD 又は DVD
（ファイル形式：Microsoft Word, Excel、pdf のいずれか）

⑤ 提出部数

- ・紙媒体：6 部（正本 1 部、副本 5 部）※カラー印刷
- ・CD または DVD：1 枚

⑥ 留意事項

- ・要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- ・電送及び電子媒体での提出は受け付けない。
- ・見積書は、代表者印を捺印し提出すること。

(10) 第一次審査結果の公表及び通知、第二次審査（プレゼンテーション及びダイアログ（対話）への参加）要請

参加表明書及び技術提案書等の提出された書類をもとに書類審査（非公開）を行い、優秀な最大 5 者を選定し、第二次審査への要請を行う。

① 通知日

令和 3 年 3 月 2 日（火）

② 公表及び通知方法

第一次審査結果を本市ホームページで公表するほか、すべての応募者に結果の通知に係る書面を郵送にて発送する。

(11) 技術提案内容に関する市民公開のプレゼンテーション及びダイアログ（対話）

第一次審査通過者を対象に、提案内容の確認等を目的として、プレゼンテーション及びダイアログ（対話）を実施する。

① 実施日

令和 3 年 3 月 13 日（土）（予定）

② 実施方法

- ・プレゼンテーション及びダイアログ（対話）のみ公開し、その後の審査は非公開で行う。
- ・現地集合開催を予定しているが、新型コロナウイルス感染拡大の状況により、WEB 会議システムを活用した開催に変更する場合がある。
- ・実施日時及び実施方法の詳細については、第一次審査（書類審査）結果通知時に別途お知らせする。

(12) 第二次審査結果の公表及び通知

本市のホームページで公表するほか、プレゼンテーション及びダイアログ（対話）に参加したすべての応募者に通知する。

① 公表及び通知日

令和 3 年 3 月 22 日（月）（予定）

② 通知方法

結果の通知に係る書面を郵送にて発送する。

9 参加報酬

第二次審査（市民公開のプレゼンテーション及びダイアログ（対話））参加者のうち、本業務の受託者にならなかった応募者に対し、参加報酬として10万円（消費税及び地方消費税を含む）を支給する。支払方法等については、受託者選定後に事務局より別途通知する。

10 提出書類の作成要領

(1) 提出書類

応募にあたっての提出書類については、資料3「様式集」を参照すること。

(2) 留意点等

① 募集要項等の承諾

応募者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。

② 費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

③ 無効となる提出書類

次のいずれかに該当する提出書類は無効とする。無効となったときは、その時点で当該参加者を失格とする。

ア 提案に必要な書類が不足している場合

イ 記載項目・記載事項に著しい不備がある場合

ウ 虚偽の内容が記載されている場合

エ 技術提案書において視覚的表現が資料3「様式集」で示す許容範囲を超えていると判断される場合。

オ 見積金額が本業務の事業費（消費税及び地方消費税を含む）上限価格を上回る場合

カ その他合理的な理由に基づき本市又は委員会が不相当と認めた場合

(3) 提出書類の取扱い及び著作権

① 提出書類の取扱い

- ・提出された書類は返却しない。
- ・本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

② 著作権

- ・提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属する。ただし、本市は、本事業の実施その他本市が必要と認める用途に用いるために、提出書類を無償で使用することができる。

- ・第二次審査の結果については、提出書類の内容を含め本市ホームページ等で公開することを予定している。

③ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等（以下「特許権等」という。）の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

(4) 応募者の複数提案の禁止

一応募者は、複数の提案を行うことはできない。

(5) 提出書類の変更禁止

提出書類の変更はできない。ただし、誤字等の修正についてはこの限りでない。

(6) 用言語及び単位

提出書類の作成に用いる言語は日本語とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

11 契約の締結等

- (1) 技術提案書及びダイアログ（対話）の内容については尊重するものであるが、本プロポーザルは、設計適格者を選定することから、契約対象となる設計業務の内容は、本市が定める契約書のほか特記仕様書に基づくものとする。なお、予定する業務については、資料1「仕様書」に記載のとおり。
- (2) 本業務を行うこととなった場合、参加表明書の付属書類に記載された管理技術者及び各主任担当技術者は、変更することはできない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合には、本市の了解を得たうえで、同等以上の技術者に変更することができる。
- (3) 本業務を受託した者は、本市が指定予定の公民連携アドバイザー（行政と市民と民間事業者の間をつなぐ役割）等と緊密に連携のうえ、本業務を進めるものとする。
- (4) 本業務を受託した者には、本業務の取組姿勢や遂行状況等を勘案のうえで、本業務終了後、旧小千谷総合病院跡地整備事業 図書館等複合施設に関する工事監理業務を別途随意契約する予定である（ただし、予算の議決承認等手続きにより決定するものとする）。

12 本業務に係る工事の受注に関する制限

プロポーザルの結果、本業務を受託した者の各構成員（協力事務所等を含む）が、製造業及び建設業の企業と資本・人事面等において関連があると認められる場合（※注10）、当該関連を有する企業は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。

※注10「資本面において関連があると認められる場合」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資

をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。

13 その他の事項

- ・ 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受け付けない。
- ・ 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- ・ 事業予定地等を見学する場合には、周辺住民及び解体業者等に迷惑をかけないよう十分注意すること。

14 事務局

担当部署：小千谷市建設課都市整備室

住所：〒947-8501 新潟県小千谷市城内 2-7-5

電話：0258-83-3514

FAX：0258-83-2789

E-mail：kensetu-tk@city.ojiya.niigata.jp